番号	1001
	農業生産法人以外の法人の農業への参入を 容認
特例措置を講じるに当たっての条件	担い手不足、農地の遊休化が深刻で、農業内部での対応ではこれらの問題が解決できないような地域であって、参入法人と地域との調和や参入法人による農地の適正かつ効率的な利用が確保されること。

	所管省庁の原案	構造改革特区推進室からの検討要請事項	所管省庁による回答
特定事業の名称	地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業		
措置区分	法律		
特例を講ずべき法 令等の名称及び条 項	農地法第3条第1項及び第2項、第6条第 1項、第20条第1項及び第8項		
	・農地又は採草放牧地について権利を取得するには、農業委員会又は都道府県知事の許可を受けなければならないが(農地法第3条第1項)、その権利を取得しようとする者が農業生産法人以外の法人であるときは、原則としてこの許可をすることができない(同条第2項)。・国以外の者は、その所有者の住所のある市町村の区域の外にある小作地又はその所有者の住所のある市町村の区域内にある小作地であって、一定面積を超えるものを所有してはならない(農地法第6条第1項)。		

【検討要請への回答】

	・農地又は採草放牧地の賃貸借の当事者は、都道府県知事の許可を受けなければ、賃貸借の解除、解約の申入れ、合意による解約又は賃貸借の更新をしない旨の通知をしてはならない(農地法第20条1項)。・農地又は採草放牧地の賃貸借につけた解除条件又は不確定期限は、つけないものとみなす(農地法第20条第8項)。	
特例措置の内容	1 地方公共では、その設定では、その設定に対する構造では、その設定に供いては、大きには、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	

特例措置の内容

2 1の認定の日以後は、農業委員会又は 都道府県知事は、特定事業の実施主体が構 造改革特別区域内にある農地又は採草放牧 地につき農業生産法人以外の法人のために 使用貸借による権利又は賃借権を設定しよ うとする場合において、当該法人が次の要 件に該当するときは、農地法第3条第1項 の規定(第2号の2、第4号及び第7号に 係る部分に限る)にかかわらず、同条第1 項の許可をすることができる。

その法人の業務を執行する役員のうち 一人以上の者が、その法人の行う耕作又は 養畜の事業に常時従事すること。

その法人の行う耕作又は養畜の事業の 適正かつ円滑な実施を確保するために必要 なものとして次の事項を内容とする協定 を、認定を受けた地方公共団体及び特定事 業の実施主体と締結し、これに従い事業を 行うこと。

- ア 法人が行う農業の内容及び実施の方法 イ 法人が農業を行う農地等の所在及び面
- ウ 地域内の他の農業者との役割分担に関 する事項
- エ 協定の実施状況の報告に関する事項
- オ 協定に違反した場合の措置に関する事項
- カ その他協定締結当事者が必要と認めた 事項

・常時従事の判断はどのように行うのか。

農業生産法人の常時従事者たる構成員についての判定基準(農地法施行規則(昭和27年農林水産省令第79号)第1条の7第1号)の取扱いに準じ、その役員が年間150日以上耕作又は養畜の事業(農作業以外の企画管理業務等を含む。)に従事することを基本とし、150日に満たない場合にあっては、その行う耕作又は養畜の事業の内容・規模等に照らして判断することとする。

【検討要請への回答】

	3 特定事業の実施により特定法人 を主法人以外の法人であいたでのは を主法人以外の法人であいたでのは を主該当な賃借権が主体がは を主きるのは を主きるのにでは を主きるのにでは を主きるのにでは を主きるのにでは を主きるのにでは を主きるのにでは をできるのにで のにでが のにでが のにでが のにで のにで のにで のにで のにで のにで のに のに のに のに のに のに のに のに のに のに		
実施主体	地方公共団体又は農地保有合理化法人	(その他の内容の整理をまって調整)	
想定対象地域	担い手不足、農地の遊休化が深刻で、農業 内部での対応ではこれらの問題が解決でき ないと地方公共団体が認めた地域		
同意の要件(特例 措置に伴う弊害を 防止するための措 置)			
特例措置に伴い必 要となる手続き	特になし。		

・・フロノフムがも	X : * D D = 11-75
番号	1002
	特定農地貸付けによる市民農園の開設主体 を、地方公共団体及び農業協同組合以外の者 に拡大
特例措置を講じるに当たっての条件	担い手不足、農地の遊休化が深刻で、市民農園の開設により農地の有効活用を図ることが必要な地域であって、市民農園を新たに開設する者による農地の適正かつ効率的な利用が確保されること。

2 . 坐件/刀到 1	所管省庁の原案	構造改革特区推進室からの検討要請事項	所管省庁による回答
特定事業の名称	地方公共団体及び農業協同組合以外の者によ る特定農地貸付け事業		
措置区分	法律		
	特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第2条2項、市民農園整備促進法2 条2項		
特例を講ずべき法令等の現行規定	・「特定農地貸付け」とは、地方公共団体又は農業協同組合が農地(農業協同組合にあっては、組合員の所有に係る農地に限る。)について行う賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定で、次に掲げる要件に該当するものをいう。(特定農地貸付法2条2項) 1.10アール未満の農地に係る農地の貸付けで、相当数の者を対象として定型的な条件で行われるものであること。 2. 営利を目的としない農作物の栽培の用に供するための農地の貸付けであること。 3. 5年を超えない農地の貸付けであること。		

	・「市民農園」とは、主として都市の住民の利用に供される農地で、特定農地貸付法2条2項に規定する特定農地貸付けの用に供される農地、相当数の者を対象として定型的な条件でレクリエーションその他営利以外の目的で継続して行われる農作業の用に供される農地及び附帯して設置される市民農園施設の総体をいう。(市民農園整備促進法2条2項)	
特例措置の内容	地方公共では、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな	

14 Mail 14 Mar - 1 -			
特例措置の内容	1 特定事業の実施主体の所有に係る農地 (当該実施主体が当該農地に係る特定とという。) おいって、 (当該実施主体が当該農地の所有に係る農地の所有に係る開地の所有に係る開地の所有に係る開地の所有に係る開地の所有に係る開地の所有に係る開地の所有に係る。) おいっと、 (当該のののののののののののののののののののののののののののののののののののの		
	2 特定事業の実施主体が地方公共団体又は 農地保有合理化法人から特定事業の用に供す べきものとして使用貸借による権利又は賃借 権の設定を受けている農地(当該実施主体が 特定事業実施協定を認定を受けた地方公共団 体及び特定事業対象農地貸付けを行う地方公 共団体又は農地保有合理化法人と締結してい るものに限る。)		
実施主体	地方公共団体、農業協同組合以外の者	(その他の内容の整理をまって調整)	

想定対象地域	担い手不足、農地の遊休化が深刻で、市民農園の開設により農地の有効活用を図ることが必要な地域と地方公共団体が認めた地域。	
同意の要件(特例 措置に伴う弊害を 防止するための措 置)		
特例措置に伴い必 要となる手続き	特になし。	

	D
番号	1003
構造改革特区に	学校施設の整備に係る保安林の解除に伴
おいて実施可能	う森林の残置要件及び造成要件の緩和
な特例措置	
特例措置を講じ	
るに当たっての	保安林の解除により実施される施設設置
条件	等による景観や騒音等周辺の環境への影
	響が許容されるものであること。
	保安林の解除を必要とする特定事業が、
	その事業を行う構造改革特別区域計画の
	根幹的な事業であること。
	特例措置として解除する保安林等の有し
	ていた機能に代替する措置を地方公共団
	体が措置すること。

	所管省庁の原案	構造改革特区推進室からの検討要請事項	所管省庁による回答
特定事業の名称	学校施設の整備に係る保安林の解除に伴 う森林の残置要件及び造成要件の緩和	(その他の内容の整理をまって調整)	
措置区分	通知		
特例を講ずべき 法令等の名称及 び条項	・森林法に基づく保安林及び保安施設地 区関係事務に係る処理基準(平成12年4月 27日付け12林野治第790号農林水産事務次 官通知)別紙 第2の12(1)表5 ・保安林の転用に係る解除の取扱要領 (平成2年6月11日付け2林野治第1868号林 野庁長官通知)第2の3(2)ウ(ウ)別表		
特例を講ずべき法令等の現行規定	保安林の転用に係る事業等の目的が工場、事業場の設置である場合の当該施設の設置に関して、残置し又は造成する森林の事業区域内の森林面積に対する割合は、おおむね35パーセント以上とする。 学校施設の設置である場合についても適用。		

特例措置の内容	認定構造改革特別区域計画の目標の達成 に必要なものとして計画されている学校 施設(実験・実習工場の設置等、当該施 設の設置によって住宅団地を造成する場 合に比べて周辺の地域における環境を しく悪化させるおそれがあるものを除 く。)の設置に係る保安林の転用に関し て、残置し又は造成する森林の事業区域 内の森林面積に対する割合は、事業等の 目的が住宅団地の造成である場合に緑地 の割合を適用するものとする。	「認定構造改革特別区域計画の目標の達成に必要なものとして計画されている」は、当然のことなので、記載不要ではないか。 「住宅団地の造成である場合に適用される残置し又は造成する森林又は緑地の割合」とは、何%か。 「実験・実習工場の設置等~周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれがあるものを除く」のは何故か。	構造改革特別区域計画においては、その目標の達成に明らかに関係しない事項については計画されない旨、基本方針に記載されるのであれば、ご指摘の記載を削除します。30%である。 環境の保全の観点から見て、実験・実習工場は、騒音等に与える影響が大きいものであるため。
実施主体	学校を設置する主体	(その他の内容の整理をまって調整)	
想定対象地域			
同意の要件(特 例措置に伴う弊 害を防止するた めの措置)	・特例措置に伴い残置し又は造成する森林の事業区域内の森林面積に対する割合が35%未満となる場合にあっては、氏することとなる保安林の現に有する環境の保全の機能を代替する保安林の指定、森林の造成又はこれに代わる施設の設置を地方公共団体又は実施主体が措置することが、構造改革特別区域法第4条第2項第6号の事項として定められていること。	この代替措置を同意要件として求める必要性は何か。また、わずか数パーセント程度の緩和であれば、代替措置は必要ないのではないか。 住宅団地の造成の場合において、これと同じ要件が課されているのか。 保安林の機能を代替できるのであれば、必要な代替措置は、当該事業区域に限られなくてもよいと解してよいか。	事業区域内に残置し又は造成する 森林等の要件の緩和に関し、同意の 要件は課さないこととする。
特例措置に伴い 必要となる手続			

<u> </u>	化「の成当即力
番号	1004
構造改革特区に おいて実施可能 な特例措置	保安林の解除に係る用地事情要件の緩和
特例措置を講じ	
るに当たっての	実施しようとする事業の主たる区域が保
条件	安林以外であって、解除を要する保安林
	が当該区域に隣接し、一定規模以内のものです。こ
	のであること。
	保安林の解除を必要とする特定事業が、
	その事業を行う構造改革特別区域計画の
	根幹的な事業であること。
	特例措置としての保安林の解除の代替措
	置として、必要に応じて、当該保安林の
	保全対象の移転その他の措置を地方公共
	団体が措置すること。
	2 11 2 11 2 11 2

	所管省庁の原案	構造改革特区推進室からの検討要請事項	所管省庁による回答
特定事業の名称	保安林の解除に係る用地事情要件の緩和	(その他の内容の整理をまって調整)	
措置区分	通知		
特例を講ずべき			
法令等の名称及	森林法に基づく保安林及び保安施設地区		
び条項	関係事務に係る処理基準(平成12年4月27		
	日付け12林野治第790号農林水産事務次官		
	通知) 第2の 1 (3)ア(イ)		
	保安林の転用に係る解除の取扱要領(平		
	成2年6月11日付け		
	2林野治第1868号林野庁長官通知)第2の		
	3 (1)ア及び(2)ア		

特例を講ずべき法令等の現行規定	保安林の転用を目的とする解除については、その目的に係る事業又は施設の設置による土地利用が、その地域における公的な各種土地利用計画に即したものであり、かつ、当該転用の目的、その地域における土地利用の状況等からみて、その土地以外に他に適地を求めることができないか、又は著しく困難であることを要件とする。		
特例措置の内容	認定構造改革特別区域計画の目標の達成 に必要なものとして計画されている事業 の主たる区域が保安林以外であって、当 該事業のために解除を要する保安林が当 該区域に隣接し、当該保安林の解除に よっても残置森林率が70%以上確保されるものであり、かつ、当該事業がス	の達成に必要なものとして計画されている」は、当然のことなので、記載不要ではないか。 なぜ、特例措置において、大規模な開発行為を除外するのか	構造改革特別区域計画においては、その目標の達成に明らかに関係しない事項については計画されない旨、基本方針に記載されるのます。 こまが、ご指摘の記載を削除します。 こは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ
		具体的な特例措置の内容が何かをわかりやすく記述すること	保安林の解除に当たり、用地事情 を要件としないこととするものであ る。
実施主体	保安林の転用の目的に係る事業又は施設 の設置を行う者	(その他の内容の整理をまって調整)	
想定対象地域			

	当該保安林の解除によって当該保安林の保全対象が保全されないこととなる場合には、当該保安林の保全対象の移転又は当該保全対象を直接保全するための防災施設の設置等の措置を地方公共団体又は実施主体が措置することが、構造改革特別区域計画において構造改革特別区域法第4条第2項第6号の事項として定められていること。	・この代替措置を同意要件として求め る必要性は何か。	保安林の解除に当たって、用地事情を要件としないことに関し、同意の要件は課さないこととする。
特例措置に伴い 必要となる手続	J10 C V · O C C 0		